

1 初診料に関する被告の主張の概要（裁判所の理解）¹

(1) 両近視性乱視について²

本件患者は、平成30年11月9日にコンタクトレンズ装用目的で受診したから、その時点で屈折異常を有していた。そして、本件受診は「両近視性乱視」という傷病名に係るものであるから、屈折異常は継続している。

よって、両近視性乱視という屈折異常に係る本件受診は、本件通知³（15）により、初診として取り扱うことができない。

(2) 両生理的飛蚊症等について⁴

以下の理由により、本件患者は「現に診療継続中の患者」（本件通知（13））に当たるから、初診料は算定できない。

- ① 「疑義解釈資料の送付について（その5）」⁵の間23が屈折異常に係る傷病の転帰を「中止」又は「治ゆ」とすることが適当ではないとしていること
- ② 本件受診時点でも、両近視性乱視という屈折異常が継続していること

¹ 準備書面（3）第2の1及び2（15p～17p）

準備書面（6）第1の2及び3（3p～6p）

² 準備書面（3）第2の1（3）（15p～16p）

準備書面（6）第1の3（2）（6p）

³ 乙8

⁴ 準備書面（3）第2の2（16p～17p）

準備書面（6）第1の2及び3（3p～6p）

⁵ 乙9の2

2 裁判所の関心事項

(1) 本件通知（15）について⁶

「慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合」であるか否かは、事前に（診療開始時点で）判断するのか、それとも事後に（診療終了後に）判断するのか。

(2) 「疑義解釈資料の送付について（その5）」の問23について⁷

屈折異常に係る傷病の転帰を「中止」又は「治ゆ」とすることが適当ではないとあるが、その場合、傷病の転帰はどのように扱われるのか（「中止」又は「治ゆ」としないときは、診療継続中ということになるのか。）。

(3) 本件通知（13）について⁸

ア 上記1(2)②に係る被告の主張は、本件患者は、過去に屈折異常による診療を受け、現在も「明らかに同一の疾病…であると推定される」一（本件通知（15））屈折異常が継続しているため、「現に診療継続中の患者」（本件通知（13））に当たるという主張のように思われる。

このように、「明らかに同一の疾病…であると推定される」患者であるならば、「現に診療継続中の患者」に該当すると解してよいのか。

イ 被告は、コンタクトレンズを装用している屈折異常の患者の特殊性について主張しているが⁹、「慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷」一般の場合と、コンタクトレンズ処方の屈折異常の場合とで、「現に診療継続中の患者」（本件通知（13））に該当するか否かに差異が生じ得るのか。生じ得る場合、その理由はどこにあるのか。

⁶ 準備書面（3）第2の1（1）イ及び（3）ウ（15p～16p）

準備書面（6）第1の2（3）イ（4p）

⁷ 準備書面（6）第1の2（4）イ（5p）

⁸ 準備書面（6）第1の3（2）及び（3）

⁹ 上記1(2)①のほか、準備書面（3）第2の2（1）イ及びウ（17p）